

令和 5 年小田原市議会 9 月定例会議案

(報告第 2 4 号～報告第 2 6 号)

令和 5 年 9 月 1 日提出

目 次

報告第 2 4 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 2 5 号	専決処分の報告について……………	3
報告第 2 6 号	専決処分の報告について……………	4

報告第 24 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 5 年 7 月 2 4 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第25号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日提出

小田原市長 守屋 輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年6月27日
- 2 損害賠償額 58,300円
- 3 相手方 厚木市戸田2508番地の27
株式会社ジェイエーアメニティーハウス
代表取締役社長 今井 洋一
- 4 事故の概要 令和5年4月17日午後2時58分頃、子ども若者支援課職員
の運転する公用車が相手方が管理する市内前川687番地の7の
共同住宅の駐車場から出庫しようとしたところ、駐車場区画の仕
切りブロックに接触し、これを破損させた。

報告第26号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年7月28日
- 2 損害賠償額 1,672,900円
- 3 相手方 市内在住者及び市外在住者（共有者2人）
- 4 事故の概要 令和5年2月19日午前7時30分頃、市内南町三丁目2番31号付近の市道0017において、街路樹が強風により倒れ、相手方の所有する住宅の外壁及びフェンスの一部を破損させた。